○いとまん事業者支援給付金交付要綱

令和３年５月２７日

告示第８６号

（目的）

第１条　この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、経済的影響を受け、売上げが減少した市内事業者に対し、雇用維持と事業継続及び経済活動回復の支援として、予算の範囲内において、いとまん事業者支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することを目的とする。

（対象者）

第２条　この給付金の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に事業所を有する法人及び個人事業を営む者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除くものとする。

(1)　公序良俗に反する者

(2)　宗教及び政治活動に関する者

(3)　法令及び市の条例に反する者

(4)　別表の事業による給付を受けた者

(5)　糸満市に納税義務がない者（市内在住の非課税者は除く。）

(6)　糸満市暴力団排除条例（平成２３年糸満市条例第１８号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員のいずれかに該当する者

(7)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」に該当する営業又は社会通念上、同営業と認められる者

（交付要件）

第３条　給付金の交付を受けようとする対象者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(1)　新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上げに影響を受けている者で、令和４年４月から令和５年１月までのいずれかの月の売上高が過去３年間のいずれかの同月と比較し、３０％以上減少している者かつ今後も事業を継続する意思がある者

(2)　新型コロナウイルス感染症対策に努めている者

（給付金の額及び回数）

第４条　給付金の額は、法人事業者１２万円、個人事業者６万円とする。

２　給付金を受けることができる回数は、１対象者につき１回限りとする。

（交付申請）

第５条　給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いとまん事業者支援給付金交付申請書兼請求書（様式第１号）及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　いとまん事業者支援給付金事業誓約書兼同意書（様式第２号）

(2)　事業所代表者の身分証明書の写し

(3)　営業許可証等の写し

(4)　通帳の写し

(5)　履歴事項全部証明書（法人に限る。）

(6)　売上減少が分かる書類

(7)　その他市長が必要と認めるもの。

（申請の方法及び期間）

第６条　給付金の申請は、郵送によるものとする。

２　前条の規定による交付申請の期間は、令和４年１２月１日から令和５年２月２８日までとする。

（給付金の交付決定等）

第７条　市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、給付金を交付することが適当であると認めたときは、いとまん事業者支援給付金交付決定通知書（様式第３号）により、不適当であると認めたときは、いとまん事業者支援給付金不交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（決定の取消し）

第８条　市長は、申請者が虚偽の申請その他の不正な行為により、給付金の交付の決定を受けた場合は、給付金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（給付金の返還）

第９条　市長は、前条の規定により給付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

（その他）

第１０条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |
| --- |
| 沖縄県新型コロナウイルス感染症防止対策による営業時間短縮協力金事業（第４期～第１０期） |